

DIGITAL DATA DAM サービス利用約款(第4版 2008年10月 6 日)

DIGITAL DATA DAM サービス利用約款（以下「本約款」という）は、フレバー・ネットワークス株式会社（以下「当社」という）と、当社が提供する分散型サーバを用いたサービス（ファイルサーバ、ストレージサービス、FTP等に係るサービスを含み、以下「本サービス」という）の利用者（以下「契約者」という）との間において、本サービスに関し、適用されます。

第1条（目的）

1. 契約者は、本サービスを、自己の保有するデータファイルの保存、管理、バックアップ、ストレージ、FTP等の目的に利用するものとします。
2. 本約款は、契約者が提出する「**DIGITAL DATA DAM** サービス利用申込書」（以下「本申込書」という）と一体不可分となります。

第2条（利用契約の締結）

1. 利用契約は、契約者が本申込書を当社に提出し、当社がこれに対して所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、本サービスの契約者は本約款の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの契約者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの契約者が本約款の内容を承諾しているものとみなします。
2. 利用契約の変更は、契約者が当社所定の利用変更申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。この場合、当社から契約者に対しての特段の通知がない限り、当該利用変更申込書の提出から14営業日をもって、利用契約の変更が成立するものとします。
3. 当社は、前各項その他本約款の規定にかかわらず、本サービスの契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことができます。
 - (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約又は利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
 - (2) 利用申込書又は利用変更申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
 - (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
 - (4) その他当社が不適当と判断したとき

第3条（本サービスの提供準備）

1. 当社及び契約者は、契約者の保有するデータについて本サービスにおける保存・管理・バックアップ等の利用（以下「利用」という）に適合するか否かに関し、技術打合せを行います。
2. 契約者は、本サービスにおける利用を目的とした自ら保有するデータ（以下、「契約者データ」という）を別途両当事者の定める方法により当社に提供し、当社及び契約者は、当該データの保存形式その他特性を前提として、本サービスにおける利用に適合するか否かに関して、検証・確認を行います。

第4条（本サービスの提供）

1. 契約者は、別途当社が提供する管理画面サービスを通じて、本サービスを利用するものとします。なお、当該管理画面サービスの使用方法等の詳細については、別途当社が定めるものとします。
2. 管理画面サービスは、本約款において、「本サービス」に含まれるものとします。
3. 当社は、以下の事由が生じた場合、契約者に対する管理画面サービスの提供を、一時的に中止・中断できるものとし、あらかじめその旨を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
 - (1) 管理画面サービスの保守・メンテナンス・修正・更新等を定期的に又は緊急に行う場合。
 - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。
 - (3) その他、当社が、管理画面サービスの提供・運営上、一時的な中断を必要と判断した場合。
4. 第2条2項による変更が行われた場合、当社は、第2条2項に規定する承諾の通知が契約者に到達したとき、もしくは当該申込日の14営業日後から変更された内容にて本サービスを提供するものとします。

第5条（サービス仕様、セキュリティ及び環境）

1. 当社は、契約者に対し、その求めに応じて、別途本サービスの仕様、本サービスに係るシステム的具体内容・安全性等の開示等、本サービスに関する情報開示を行うとともに、適宜、本サービスに係る技術サポートを有償又は無償にて行うものとします。
2. 契約者は、自らの責任と費用において、端末機器等のハードウェア、インターネット接続回線の確保等、本サービスの利用に必要な環境を整備するものとします。

第6条（サービス仕様の変更）

1. 当社は本サービスに関してサービス仕様の変更、追加、削減等を行うことがあり、契約者はこれを予め承諾するものとします。
2. 当社は、前項に定めるサービス仕様の変更等を行う際は、契約者へ事前の通知をします。但し、緊急等やむを得ない場合はこの限りではありません。

第7条（料金）

1. 契約者は、当社所定の方法で当社が指定する支払期日までに本サービスの利用料金を支払うものとします。本サービスの利用料金は、本申込書に定めるものとします。なお、支払にかかる手数料は、契約者の負担とします。
2. 第2条2項により利用契約の変更が成立した月のサービス利用料金は、第4条4項に規定する変更された内容の本サービスの提供日を起算日とし、当該変更をした月の実日数の日割り計算によるものとします。
3. 当社と契約者間で別途合意する場合、前項の他、ファイルサーバの利用量、管理態様等に応じて、別途利用料・管理料等が発生する場合があります。
4. 契約者が前2項に定める支払いを怠ったときは、支払日の翌日から年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
5. 契約者は、本サービスの利用開始後は、理由の如何にかかわらず、受領した本サービスの利用料（名目を問いません）は返金されないことを承知します。

第8条（保証）

1. 当社は、第5条1項に基づき開示した仕様等の範囲内において、本サービスが適切に提供されることにつき保証します。

2. 当社は、本サービスにつき、当社の知り得る限り、第三者の権利を一切侵害していないことを保証します。

第9条（情報等の提供）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、当社に提供する契約者の情報について正確かつ真実の情報を所定の方法により提供し、変更がある場合には、当社に対して速やかに通知するものとします。
2. 前項違反により発生した通知の不到達、サービス提供の遅延、その他契約者に生じる不利益について当社は何らの責任を負いません。

第10条（ID及びパスワード）

1. 契約者は、当社が提供する本サービスを利用するためのアカウント、ユーザーIDおよびパスワード並びにこれに類する一切の情報（以下「ID等」という）を自らの責任において管理するものとします。ID等を漏洩、紛失した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 契約者は、ID等により本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。
3. 契約者は、ID等が第三者によって不正に使用された場合には、直ちに当社に対してその旨を連絡するものとします。当社は、ID等の漏洩、不正使用から生じた如何なる損害についても一切の責任を負わないものとします。

第11条（データ等のバックアップ）

1. 契約者は、本サービスが本質的に情報の喪失、改変、破壊等の危険が内在するインターネット通信網を介したサービスであることを理解した上で、サーバ上において利用、作成、保管記録等するファイル、データ、プログラム及び電子メールデータ等の全て（以下「契約者保有データ」という）を自らの責任において利用し、保管管理し、且つ、バックアップをするものとします。
2. 当社は、システム保安上の理由等により、契約者保有データを一時的にバックアップする場合があります。ただし、当該バックアップは、契約者データの保全を目的とするものではなく、当社が契約者からの当該バックアップデータの提供要求に応じる場合であっても、当社は、当該データの完全性等を含め何らの保証をしません。
3. 契約者が契約者保有データをバックアップしなかったことによって被った損害について、当社は賠償責任を負わないものとします。

第12条（利用期間）

1. 本サービスの利用期間は、本申込書に記載されるとおりとします。但し、期間満了の1ヵ月前までに、契約者から解約の申し入れのない場合、利用契約は同一の条件にて延長されるものとし、その後も同様とします。
2. 当社及び契約者は、2ヵ月前までに書面により通知することにより、利用契約を終了させることができるものとします。
3. 利用契約の終了事由の如何にかかわらず、本約款第9条2項、第10条3項、第11条、第14条、第15条、第19条ないし第23条は、利用契約終了後も有効とします。

第13条（約款の変更）

1. 当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、契約者の利用条件その他本サービスの利用条件は、変更後の約款を適用するものとします。
2. 変更後の利用約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社Webサイトに掲載した時点より、効力を生じるものとします。

第14条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 国内外の諸法令に違反するおそれのある行為
- (2) 当社または第三者の権利（著作権を含む知的財産権、プライバシー権、パブリシティ権、名誉権等を含むがこれに限りません）を侵害する、またはそのおそれのある行為
- (3) 犯罪行為その他の違法行為を幫助、教唆、助長する行為
- (4) 青少年の保護育成に反すると思われるアダルト等猥褻なコンテンツ、または醜悪、残酷なコンテンツその他公序良俗に反する、またはそのおそれのあるコンテンツが含まれると当社が判断するデータを取り扱う行為
- (5) 本サービス（本サービス中に含まれる一切のデータを含む）の逆アセンブル、逆コンパイル、その他リバースエンジニアリング技法による解析、不正アクセス、クラッキング、アタック、ウイルス等有害なプログラムの実行・送信等する行為、その他当社または第三者の運用するコンピュータその他財産等に支障・損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
- (6) その他当社が不適当と認める行為

第15条（利用契約上の地位の譲渡）

契約者は、自らの利用契約上の地位又は権利義務を譲渡することはできません。

第16条（サービスの緊急停止）

1. 契約者による本サービスの利用が当社のシステムに著しい負荷や障害を与え、正常なサービスの提供が行えないと当社が判断した場合、当社は、本サービスを強制的に緊急停止できるものとし、契約者はこれを承諾するものとします。
2. 契約者が著しい損害を受ける可能性を当社が認識した場合、契約者に通告なく、本サービスの緊急停止を行う場合があります。契約者は、このような緊急停止があることを承諾するものとします。
3. 契約者は、第1項及び第2項に定める緊急停止により契約者保有データが喪失、破壊される場合があることを理解し、当社に対し当該喪失、破壊に基づく損害賠償等の請求をしないものとします。
4. 当社は、契約者からの本サービスの緊急停止要請に関しては、原則としてこれを受付けません。
5. 本サービスの緊急停止をしなかったことによって契約者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

第17条（電気設備等に起因するサービス提供の停止または中止）

1. 当社は次の各号の一に該当する場合には本サービスの提供を停止または中止することがあります。
 - (1) 当社または当社が利用する電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
 - (2) 当社または当社が利用する電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき

- (3) 当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を停止または中止することにより本サービスの提供を行うことが困難になったとき
2. 当社は前項各号の規定によりサービスの提供を停止または中止するときは事前にその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第18条 (解約)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には契約者に何らの通知または催告をせずに、本サービスを停止し、また、利用契約を解約することができます。

- (1) 利用契約に基づく義務を遂行することができなくなったとき
- (2) 利用契約違反、不正もしくは不当な行為があったとき、または利用契約を維持しがたい不誠実な行為があったとき
- (3) いわゆる反社会的勢力に所属しているとき又は過去に所属していたとき、並びに反社会的活動その他そのおそれのある行為を行ったとき又は過去に行っていたことがあるとき
- (4) 仮差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき
- (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (6) 手形、小切手につき不渡り処分を受けたとき、または支払の停止があったとき
- (7) 監督官庁から営業停止もしくは営業許可の取消処分を受けたとき、または営業を廃止したとき
- (8) その他資産、信用、または支払能力等に重大な変更を生じたとき

第19条 (契約終了後のデータ等)

1. 終了事由の如何にかかわらず利用契約が終了した場合には、当社はサーバ内に残存する契約者保有データを返還または保管等する義務を負わず、契約者に何らの通知等をする事なくこれを削除できるものとします。
2. 前項に基づく削除によって、契約者が損害を被った場合であっても、当社は何らの責任を負わないものとします。

第20条 (責任)

1. 本サービスにおける当社の責任は、本サービスを契約者のために合理的な努力をもって実施することに限られるものとします。当該実施がなされなかったことに起因して契約者に損害が生じた場合、当社は次条(損害賠償)に従って責任を負うものとします。
2. 前項より責任を負う場合を除き、当社は本サービスにおいて、契約者の損害に対して一切責任を負わないものとします。
3. 第1項にかかわらず、契約者が自ら調達した機器、ソフトウェア、通信回線等が原因で契約者に損害が発生した場合には、当社は本サービスにおいて、契約者の損害に対して一切責任を負わないものとします。
4. 契約者による本サービスの利用によって当社に損害が発生した場合には、契約者は当社に対して損害賠償の責任を負うものとします。

第21条 (損害賠償)

1. 当社が前条に基づき責任を負う場合、または本契約の履行もしくは不履行に関し、当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合、当社は契約者に対して当該事由の直接の結果として、契約者が現実には被った通常の損害に限り賠償するものとします。但し、次の各号を当社の責任の限度とします。
 - (1) 本サービスに関して、24時間未満の停止があった場合には、賠償責任を負わないものとします。
 - (2) 本サービスに関して、24時間以上の停止があった場合には、当該時間数を24時間で割ることにより算出される数の整数部分を停止日数とし、当該サービスに関する月額利用料を当該月の日数で除した額に停止日数を乗じた額を限度とします。
 - (3) 前二号以外の場合には、本サービスについて契約者から当社に支払われた一切の対価の2分の1に相当する金額を限度とします。
2. 前条第1項、および本条の規定にかかわらず、当社が本サービスを提供するにあたり契約者に生じたデータ、プログラムその他無体財産に対する損害については、当社は一切賠償責任を負わないものとします。
3. 当社が利用契約に基づき契約者に対して負う責任は、法律上の瑕疵担保責任、債務不履行責任、不法行為責任を問わず、前各項の範囲に限られるものとします。

第22条 (秘密保持)

1. 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た契約者の情報(以下「秘密情報」という)及び本サービスの提供に関連して知り得た契約者の個人情報(以下「個人情報」という)を、次の各号の一に該当するものを除き、第三者に開示しません。ただし、契約者の事前の承諾がある場合、及び業務委託先等(以下「委託先等」という)への業務を委託する場合、その他正当な理由がある場合を除きます。
 - (1) 開示のときに、既に公知であった情報、または既に被開示者が保有していた情報。
 - (2) 開示後、被開示者の責によらず、公知となった情報。
 - (3) 秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報。
 - (4) 被開示者が独自に開発した情報。
2. 当社は、委託先等に秘密情報及び個人情報を開示する場合、当該委託先等において秘密情報及び個人情報の適切な取扱いが確保されるよう、必要な契約を締結し、適切な管理・監督に努めます。
3. 前各項の規定にかかわらず、書面による秘密保持に関する合意が別途個別に締結された場合には、当該秘密保持に関する合意が優先されるものとします。

第23条 (準拠法及び裁判管轄)

本約款は、日本法に基づき解釈されるものとし、本約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上